



熊本県公報

号外 第17号
令和3年(2021年)
3月30日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	1
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	1
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	2
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	2
○熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	3
○熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	3
○熊本県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	3
○熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	3
○不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	3
○勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	4
○職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	4
○県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	4
○熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程	(〃)	4

登 載 依 頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第4号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
別表市町村の表合志市の部教育委員会の款事務局の項中「部長」を「部長次長」に改め、同表南小国町の部町長部局の款本庁(会計室を含む。)の項中「課長室長」を「課長」に改め、同表小国町の部町長部局の款中「会計管理室」を「税務会計課」に、「課長室長」を「課長」に改め、同表小国町の部町長部局の款中「園長副園長」を「園長」に改め、同表産山村の部村長部局の款本庁(会計室を含む。)の項中「課長」を「課長審議員」に改め、同表御船町の部教育委員会の款事務局の項中「課長」を「課長審議員」に改め、同表芦北町の部教育委員会の款事務局の項中「教育次長」を「政策審議員」に改め、同表多良木町の部町長部局の款本庁(会計室を含む。)の項中「課長室長」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第5号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

研究所高原農業研究所長」に、「農業研究センターアグリシステム総合研究所課長補佐」を「農業研究センターアグリシステム総合研究所課長補佐 農業研究センターアグリシステム総合研究所球磨農業研究所長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第8号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の部阿蘇郡産山村の項中「市町村課産山村派遣」を「県北広域本部阿蘇地域振興局産山村派遣」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第9号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第3条第2項第1号」の次に「、第10条第1項第2号」を加える。

第6条中「第3条第2項第1号」の次に「及び第10条第1項第2号」を加える。

別表第1（その4）医療職（3）給料・報酬表備考第2項中「准看護師」を「助産師及び准看護師」に改める。

別表第2医療職（3）の項職種の欄中「保健師」の次に「及び助産師」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第10号

熊本県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則

熊本県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成9年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式、別記第4号様式から別記第11号様式、別記第15号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第11号

熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（平成22年熊本県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第6号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第12号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則
不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和60年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「押印」を削り、同条第4項中「第1号」を「第2号」に、「第3号」を「第4号」に改める。
第30条第2項、第35条第3項、第45条第3項中「押印」を削る。
第49条の2第1項中「次に掲げるものを除くほか、」を削り、同項各号を削り、同条第2項を削る。
別記第1号様式から別記第6号様式、別記第12号様式から別記14号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第13号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則
勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年熊本県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第2条中「押印」を削る。
別記第1号様式、別記第2号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第14号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則
職員団体の登録等に関する規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式から別記第8号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第15号

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則
県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（昭和49年熊本県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「押印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和3年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会告示第1号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程
熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。
第4条中「押印」を「必要な記録」に改める。
第6条第1項中「押印する」を「確認し、当該時間外勤務等実績簿にその旨を示す」に改め、同条第2項中「押印する」を「確認し、当該宿日直実績簿にその旨を示す」に改める。
第7条中「押印する」を「確認し、当該特殊勤務実績簿にその旨を示す」に改める。

第20条第1項中「誤記した者が押印する」を「誤記の訂正をした者を確認することができるようにする」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。